

①

事業経営参加者型

委託販売契約書

収入印紙不要

「地元による地元の発展プロジェクト」の参加者間において、

(委託参加者) (以下「甲」という) と
(受託参加者) (以下「乙」という) は、

次のとおり委託販売契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、その「生産/製造」物（以下「商品」という）に関して、住民への販売を乙に委託し、乙はこれを受託する契約を締結した。

第2条（定義）

- 1) 委託参加者（甲）となるものは「事業経営参加者」であり
- 2) 受託参加者（乙）になるものは「個人商店参加者」（個人事業主または法人）とする。

第3条（業務）

- 1) 甲は甲の委託品を甲の費用にて乙のもとに搬入するものとする。
- 2) 乙は、各委託品に関して、①3か月間（延長なし）を受託契約期間とし、②商品の受託とその後の管理をし、③商品の販売と販売代金の回収を行うものとする。

第4条（販売価格と販売方法）

- 1) 甲は乙の助言を聞き、税抜き販売価格を決定する。
- 2) 甲は「課税事業者」であるため、消費税を設定する。この契約にては、税抜き販売価格の10%を消費税として、税抜き販売価格に加算した額を、税込み販売価格として、値札に掲示し販売する。
- 3) 時間の経過にて劣化するものに関しての値引き等は乙が随時行う。
- 4) 販売出来なかった委託品の廃棄などは乙の判断で随時行い、委託者に事後報告する。（甲は、乙に対し、乙の判断で行った委託品の廃棄について、損害賠償等を請求することは出来ないものとする）

第5条（手数料）

甲が乙に対して支払う販売手数料は、税抜き販売価格の10%とする。

（この条項は販売出来た場合のみ適用するものとする）

第6条（代金の支払）

乙は、

- 1) 受託品目毎に、3か月以内で販売終了・返却・廃棄決定を行い、
（乙の判断で行った委託品の廃棄については、事後報告のみでよいものとし、甲は、乙に対し、損害賠償等を請求することは出来ないものとする）
- 2) 「委託販売」品目別伝票を使用して決算し、
- 3) 結果を甲にメール/電話/Fax/郵便等で報告し、
- 4) 甲の了解を確認後、甲乙が合意した、支払い/返却方法を実行する。

* 現金：①現金手渡し ②甲が指定する銀行への振り込み（振り込み手数料委託者負担） ③郵送（手数料は委託者負担）等。

* 委託品返却：①委託者が引き取りに来る ②郵送（手数料は委託者負担）等。

第7条（商品管理）

乙は、甲から納品された商品を「善良な管理者の注意」をもって管理し、甲から返還の申入れがあった場合は、速やかに返還（返還費用は委託者負担）するものとする。

第8条（瑕疵）

甲は乙を通じて販売した商品の品質不良等、製造上仕様上の瑕疵、数量不足、梱包不良等その他一切の瑕疵につき、その担保の責に任じ、直ちに販売手数料を差し引いた後の甲に支払う金額代金の減額又は代替品納入若しくは修理並びに客先の被った損害につき賠償の責任を負う。

第9条（守秘義務）

甲及び乙は本契約履行上、知り得た相手方の営業上の機密、商品販売及び製造技術上の機密・情報を第三者に漏洩してはならない。

第10条（契約解除）

甲及び乙は、次の各号の一つに該当したときは、何等の催告を要せず、契約を解除することができる。この場合には、甲及び乙は、相手方に対し、自己の被った損害の賠償を求めることができる。

- (1) 本契約または個別契約の条項に違反し、相当の期間を定め是正を催告したにも拘わらず販売開始から3か月以内に是正を行わない時。
- (2) 差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けた時。
- (3) 破産、会社更生法の申立及び民事再生手続きの申立をし、またはこれらの申立がなされた時。
- (4) 監督庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けた時。
- (5) その他本契約に違反した時。

第11条（協議事項）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、乙の住所を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

付記（収入印紙）

3か月（延長なし）の契約期間のため本契約書への収入印紙は不要となる。

以上、本契約の成立を証すため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲：名称：

氏名：

(印または自著)

住所：

乙：名称：

氏名：

(印または自著)

住所：

以上

